

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	上田市行財政改革推進委員会(第1回)
2	日 時	平成20年4月25日(金) 午前10時から午前11時54分まで
3	会 場	上田市役所 丸子地域自治センター 3階 第1会議室
4	出席者	小池会長、宮沢副会長、鬼頭委員、久保木委員、斉藤委員、高橋委員、田口委員、武井委員、西沢委員、花岡委員、三井委員、森田委員 【欠席】小宮山委員、土屋委員、米津委員
5	市側出席者	小出総務部長、金子行政改革推進室長、鎌原係長、星野主査、平田主任
6	公開・非公開等の別	公開
7	傍聴者 1人	記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成20年5月7日

協 議 事 項 等	
1	開 会(金子室長)
2	あいさつ(小出部長) 人事異動による職員紹介(金子室長) あいさつ(会長)
3	報 告 (1) 温泉施設等の使用料等の改定について (事務局) 昨年(12月22日)に9つの施設の見直しということで答申いただいた。 私たちができることから始めたいということで、3月定例会で議会に諮って料金改定を行った。 4つの温泉施設については、年間券及び回数券を共通利用できるようにするとともに、半年券を新設して利用者が利用しやすいようにした。 また、障害者に対する減免についても、2分の1ということで統一した。 プールについては、半年券を新設するとともに、1日券に比べて割安だった年間券の値上げを行った。 料金改定については、3ヵ月間の周知期間を置いて7月1日から実施する予定。 今回の料金改定による経営改善について類推すると、温泉施設とプールをあわせて、2,500万円ほどの収支改善が図れると見込んでいる。 また、石鹸やシャンプー等の消耗品の共同購入についても、施設長による会議を開催し、導入する予定である。 それぞれの施設でも経営改善を行うとともに、サービスの向上を図っていきたい。 答申をいただいた他の施設についても、できるところから始めたいと考えている。 (委 員) 一般と学生で利用券の紙の色は変えているか。 同じ色の紙を使っている施設では、大人が子ども料金で入る不正が行われる可能性がある。なので、もし同じならば変えるべき。 (事務局) 大人の回数券は確認しているが、子どもの回数券までは確認していない。 7月1日の改定までに間に合えば、そのようなことがないように担当と相談してやる。 (会 長) 民間活力導入の中で議論したのは収支改善だけではなく、最終的には民間企業の参入に対して指定管理者が競争に対応できるようにということで答申をまとめた経過がある。 共同購入等、前向きな意見もあったので、各施設で平成20年度の経営改善計画をつく

って、委員会に報告してもらいたい。ただ、料金を上げればいいという話ではない。

(事務局) 答申の中でも明確な数値目標を持って改善計画をつくるのがうたわれており、今後各施設の担当者や担当課と協議して作成し、委員会に示していきたい。

(委員) 年度が替わったので、すでにできているのではないか。

(事務局) 答申をもらって、それぞれの施設の担当者に説明してあるが、施設によってはなかなか進まない現状がある。

(委員) 民間なら当然やるべきこと。

(事務局) 予算や事業計画については、それぞれの施設経営を行う上で当然策定されているが、改善事項がどの程度まで反映されているか。

(会長) そうした事業計画を見せてもらって、委員会の提言がどの程度、反映されているか見るのもひとつの手。

(委員) それぞれの公社等で3月に理事会を開いて事業計画を立てているが、数値目標を入れた具体的な計画になっていない。

委員会に提出してもらおう計画書は数値目標を入れたものにすべきであり、自分たちがどのぐらい本気で取り組んでいるのか示すべき。

(事務局) 施設の担当者と相談して提出していきたい。

(委員) 利用する側の視点で見ると、料金値上げだけが先行し、市が物価高騰に追従して料金を値上げしたのではないかと誤解を受ける。

事業プランを立てるのであれば早い時期に策定し、料金改定と一緒に情報発信すべき。

(事務局) なるべく早くみなさんに。

(会長) できれば広報と一緒に。

(事務局) 5月1日の広報では料金改定のみで経営改善については掲載できないが、なるべく早く示したい。

4 議事

(1) 平成20年度の審議内容及び日程について

(事務局) 一つ目の「第一次行財政改革大綱に基づく集中改革プランの進行管理」は、現在、平成19年度の進捗状況を確認しているが、進捗状況が芳しくないものについては、ヒアリングを行いご審議いただきたいというもの。

二つ目の「民間活力導入指針に基づく事業仕分けの結果について」は、平成19年度に事業仕分けを実施したが、民間活力の導入や民営化を決めた104項目について、工程表を策定して進捗管理を行うためにご審議いただきたいというもの。

三つ目の「庁内分権に向けた組織のあり方について」は、行財政改革大綱でも触れられているが、例として地域自治センターの組織のあり方、役割、権限。あるいは市長から副市長、部長等への権限移譲等についてご審議いただきたいというもの。

四つ目の「市民満足度調査」については、集中改革プランにも位置づけられているが、市民が公共サービスに対してどの程度満足しているかということ調査する前段として、どのようなコンセプトの元に行くか、また設問の内容についてご審議いただきたいというもの。

なお、日程については6回分の案を示させていただいた。

(委員) 集中改革プランの進捗状況について確認する際、遅れていればきちんと期限を切るべき。

(会長) 進捗状況については、どのような形式でまとめているのか。

(事務局) 行財政改革大綱に掲載された形式に基づき、19年度の目標に対してどうだったかという検証を行い、20、21年度の目標に変更がないかどうか確認している。

(会長) 大前提として、集中改革プランは平成21年度までに達成すべきことを搭載している。

計画に対して遅れているものがあれば、ただ検討しているというだけでなく、なぜ遅れているのかを明確に示してもらう必要がある。

(事務局) 数値目標で達成度が明確に確認できるものもあるが、施設のあり方について検討するという目標もあるので、できるだけわかりやすい形式でまとめていきたい。

計画どおりに進んでいないものについては、いつまでにという期限をいれて示したい。

(委員) 庁内分権について、市長から副市長、部長等への権限移譲ということについては、この委員会でやるべき仕事ではないのではないかと。

(事務局) 市としての方針を決めるために、委員会としてご意見があればいただきたいということで案として掲載したが、審議会の答申がそのまま市の方針になるものではない。

(委員) 副市長の複数制が挙げられているが、現状としてあるのか。また、条例はどうか。

(事務局) 地方自治法の改正で副市長制が導入されたが、条例により複数設置することができることになっている。

伊那市では複数性が導入されているが、上田市で議論になっているわけではない。意思決定のスピードやスムーズさということで上田市でも必要かどうかをご検討願いたい。

(委員) 地域自治センターの組織のあり方について、真田地域自治センターではだんだん職員も減ってきているとともに、自治センターの1階を図書館にという地元としては受け入れられない意見も出てきている。

自治センターの職員は減ってきているが、本庁はぎゅうぎゅう詰め。支障がなければ、課を一つ、自治センターに持ってきてもいいのではないかと。

(委員) 審議の目的が非常にあいまい。

庁内分権において、地域自治センターを充実することと、定員適正化計画により人員を削減することが矛盾するのではないかと。

何が課題で審議しなければならないかということについて、もう少し明確にしてほしい。

市民満足度調査についても行財政改革大綱で触れられているが、目的は何でどう生かしていくのかということについて、議論を始める前にももう少し明確にすべき。

(会長) 議論を始める前とは。

(委員) 設問の内容や個別の審議をする前に、調査の目的やそれをどう生かしていくのかという議論が必要であり、そのために提案した事務局からもう少し説明してもらいたい。

(会長) 審議会として役所が決めたことに対して文句を言うという立場もあるが、提言するという方法もある。

(委員) 今回の委員の任期は8月まで。このタイミングで調査をするのはこれまでの検証をするためなのか、それとも次の委員会審議のために行うのか。

(事務局) 新たな行政改革をするための調査という位置づけではなく、上田市が提供している行政サービスに対して市民がどう感じているかということについてアンケートを行い、次年度の予算編成や実施計画作成のための参考資料としたいというもの。

これまでも、市民の方からさまざまな場面で意見をいただいているが、統一的な方式で調査をしたことがないため、アンケートを行うというもので、今後の市政経営の方針を決める材料としたい。

(会長) 市民満足度調査については、行財政改革大綱の中で集中改革プランとして答申した。

それを受けて、市として実施したいというものであり、どちらかという報告に近い。

現時点での市の考えはどうか。

(事務局) 平成19年度に策定した総合計画を効率的に実現するために、市民の皆さんの意見を聞いて、重要度が高いもの、満足度が低いものについて施策の方向性を決定するための材料としたい。

来年度の予算編成の前に調査を終了し、できるものから反映させていきたい。

- (会 長) アンケート自体は市の責任で行うものだが、審議会から意見をもらいたいということか。
- (事務局) 事務局が提案する設問の案についてご意見をいただきたいというもので、審議会として調査を行うというものではない。
- (委 員) 今回の審議内容については、市長から諮問はあるのか。
- (事務局) 委員会としては諮問に対して答申するほかに、条例の規定で意見を述べるので、今年度については、諮問、答申という形をとらずに、ご意見をいただくという形にしたい。
- (委 員) 委員の任期は8月までだが、それぞれ簡単に結論が出ない項目であり、4項目というのは多過ぎる。
短期間で結論を出すのではなく、時間をかけて議論すべき。
一つ目の項目と二つ目の項目の中から何をやるべきか決定し、三つ目の項目については、もう少し時間をかけて議論すべき。
- (会 長) 今回の議論は平成20年度に審議する内容について決めるもの。8月までということで考えると何もできなくなってしまう。
- (委 員) 我々が積み残した項目は現在の委員会でやるべき。
1年間ということであれば、地域自治センター組織のあり方の審議が最重要。
- (事務局) 確かに項目は多いが、できるだけ多くの項目について審議してご意見をもらいたいというのが市のスタンス。
- (会 長) 地域自治センターの組織のあり方という例をとっても、審議会の立場としてこういう視点から見直してもらいたいということはあるが、こうあるべきだということはいえない。
- (委 員) 審議会として、こうあるべきだということも言えると思う。
- (会 長) 合併の経過やいろいろな視点があり、審議会として一つの意見にまとめるのは難しい。実際に行うのは市であり、審議会の役割ではない。
- (委 員) 地域自治センターの組織については、きちんと議論していくべき。
- (委 員) 地域自治センターの組織については合併町村の最重要課題であるが、それぞれの地域協議会で議論すべきものではないか。この委員会で審議すべき視点は何か。
- (事務局) 合併協議で自治センターの業務量は当面、7割を残すとしているが、今後見直すことも決めている。
地域協議会から意見をもらうこともあるが、行財政改革推進委員会としても一緒に考えて議論を行い、最終的に両方の意見を踏まえて市として決定すべき。
前もって地域協議会の方に話をする必要だが、越権行為にはならない。
- (委 員) 市政のために一緒に議論していくことも必要だが、地域協議会には前もって連絡すべき。
- (事務局) 地域協議会を担当するまちづくり協働課の意見も踏まえて進めたい。
- (委 員) 時間的な制約もあり、プライオリティの面から考えると、一つ目の項目と二つ目の項目については自分たちが関わってきたことであるので、何らかの結論を出す責任がある。
したがって、一つ目の項目と二つ目の項目については、優先的に取り組むべき。
- (委 員) 必要ならば、委員会の回数を増やすことも考えられるのでは。
事務局からの案にはないが、第三セクターのあり方や各種団体の統合整理を重点的にやればいいのかと思うが。
- (会 長) 集中改革プランの中に入っているのではないか。
- (事務局) まとめるような方向も必要だと思うので、検討する。
合併後3年目になるが、地域性の問題の他に財政上の問題等、いろいろな問題が出てきているので、さまざまな分野について審議していただきたい。
案として挙げたすべてを1年間で、あるいは8月までに議論するのではなく、こういうテーマがあるというふうに受け止めていただきたい。

- (委員) 温泉施設の料金改定について、武石のうつくしの湯は合併後に1回値上げしたので、これで2回目の値上げになる。
地元への事前説明をしっかりとやらないと、行政サービスの低下と受け止められる。
民間活力導入指針に基づく事業仕分けにより104項目について民間活力の導入や民営化を決めたということだが、旧町村の住民が合併して良かったと思えるものにしてもらいたいと思う。
- (事務局) 武石のうつくしの湯については、合併前の旧武石村時代に値上げしたもの。
- (会長) 料金改定の周知期間でしっかりとPRしないと、ただ単に値上げしたと思われる。
- (事務局) その辺についても配慮していきたい。
- (会長) 地域協議会にも説明した方がいい。
- (事務局) 地域協議会でも説明したが、厳しい意見ももらったところもあった。
地域協議会以外の場所でも住民の方に宣伝していきたい。
- (会長) 使用料等の改定を行った温泉施設等の経営改善の取り組みについては、地域協議会にも示してほしい。
- (委員) 自分もささらの湯によく行くが、値上げの話だけが先行して理由が伝わっていない。
- (委員) 料金改定を最終的に決めたのは議会。
地域にそれぞれの議員がいるのだから、地域にしっかりと説明するのが議会の役割。
- (委員) 大綱の実施を確認するのがこの審議会の大きな役割だが、進行管理をしていく体制が不十分。
毎回、事務局から多くの資料をもらうが、見て確認するだけでも大変。
プランはできているので、市民に達成度を「見える化」するために、それぞれの担当課で進捗状況をホームページで公表すべき。
- (会長) 集中改革プランの進捗状況や民間活力導入指針に基づく事業仕分けの結果については、当然、市民にも公表されるべきもの。
- (委員) 審議会だけで進捗度を確認するのではなく、市民から見て把握できる場所が必要では。
- (事務局) 集中改革プランをホームページで公開しているので、その進捗状況についても、市民に分かりやすい形で公表したい。
- (委員) 進捗状況は、数字やデータで分かりやすくしてほしい。
- (委員) 市民にきちんと知らせなければ意味がないが、不十分ではないか。
料金改定についても値上げという結果だけが先行して、どういう経緯でそうした結論に至ったかということがきちんと伝わっていない。
- (会長) 例えば、どういう場面やツール、タイミングで行うのか。
- (事務局) やったら即、その情報を公表するというようにタイムリーな情報が必要だということか。
- (会長) そんなことはできっこない。
- (委員) 例えば、ささらの湯の場合、利用者の携帯電話のメールアドレスを事前に登録して、アナウンス情報として発信するような方法はいくらかもある。
- (会長) 広報の技術革新ということか。
- (事務局) 知らせるということは非常に難しい。
ホームページを含め、あらゆる手段で広報をやっているが、広報誌を例にしても2割、3割の方しか読んでくれない。
- (委員) 審議する段階から、どれだけ市民を巻き込めるかという問題にかかわってくる。
- (事務局) 料金改定について議会の審議でも質問が出たが、そうした場面でも市民へのPRにはなる。
ただし、一つの手段ですべての市民に伝えることは困難なので、なるべく多くの市民の方に伝わるように研究していく必要がある。

- (委員) 審議している内容についても、市民にきちんと伝わっていないのが現状。
- (会長) 会議録についてもホームページで公開しているが、それをすべて市民が見ているとは限らない。
- (委員) どの程度の市民がホームページを見ているのか。
- (事務局) アクセス数については確認していない。
- (会長) すべての市民に知らしめることは困難だが、なるべく多くの市民に知ってもらう手段を今後も研究していくべきということ。
- (事務局) 日程案はすべて午後になっているが、午前の方がいいか。
- (会長) 明らかに出席できない日を設定すべきではないが、それ以外については予め決めた日程に合わせてもらう。
都合で出席できない委員さんについては、事前に意見を聞くか、事後きちんと報告してもらうようにしてもらうしかないと思う。

(2) その他
なし

- * 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。
- * 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。